

# 環境影響評価審査会南淡バイオファーム 開発事業等会議録

- 1 日時 平成12年10月30日(月)14:00~17:00  
場所 神戸市教育会館404号室

## 2 議題

- (1) 委員委嘱
- (2) 会長・副会長選出
- (3) 環境影響評価制度について
- (4) 環境影響評価審査会運営について
- (5) 南淡バイオファーム開発事業に係る環境影響評価準備書の審査について

## 3 出席者

- (1) 委員  
朝日委員、江崎委員、小谷委員、川井委員、神吉委員、北村委員、小泉委員、  
澤木委員、菅原委員、田中委員、辻委員、中辻委員、西村委員、藤井委員、  
別府委員、楨村委員、山口委員、山下委員、渡辺委員
- (2) 兵庫県  
事務局  
環境政策課環境影響評価室  
関係課：環境政策課自然環境保全室、環境整備課、大気課、  
水質課
- (3) 事業者  
株式会社森長組(議題(5)の項のみ)

## 4 配布資料

- 資料1 会議次第  
資料2 環境影響評価に関する条例  
資料3 環境影響評価に関する条例施行規則  
資料4 環境影響評価審査会規則  
資料5 環境影響評価に関する条例に基づく特別地域地図  
資料6 環境影響評価制度のあらまし(兵庫県)、環境アセスメント制度のあらまし  
(環境庁)(パンフレット)  
資料7 環境影響評価指針  
資料8 環境影響評価審査会の運営に関する規程、環境影響評価審査会小委員会運営  
方針について  
資料9 環境影響評価審査会の効果的な運営について  
資料10 環境影響評価に関する条例及び要綱等に基づき環境影響評価を行った事業  
資料11 ひょうごの環境影響評価(ホームページ)  
資料12 事業計画と環境影響評価のあらまし(南淡バイオファーム開発事業)  
資料13 南淡バイオファーム開発事業に係る指導経過について  
資料14 事務局職員名簿

## 5 議事の概要

- (1) 副知事挨拶
- (2) 委嘱状交付(井戸副知事より)
- (3) 会長、副会長選任  
(事務局)  
会長、副会長については、委員の互選によって決めることとなっています。どのよう

にさせていただきますらよいでしょうか。

(委員)

立候補される方がないようでしたら、それぞれのご専門もあろうかと思いますが、今までの審査会でご指導いただいております、藤井先生を会長に、山口先生を副会長にどうかと思います。

(事務局)

ありがとうございます。ただいまのご提案は、藤井先生を会長に、そして山口先生を副会長にということでしたが、いかがでしょうか。

(各委員)

異議なし

(事務局)

異議なしということですので、会長に藤井委員、副会長に山口委員にお願いしたいと思います。以後の議事進行は藤井会長にお任せします。

(4) 事務局から条例、審査案件、審査会運営についての説明

会議の運営等については、次のように決まった。

審査会は非公開とすること。

審査会の会議録は、今後の会議の円滑な運営に支障がない範囲で公開すること。

事業の審査にあたっては、部会で審査を行う。

(5) 南淡バイオファーム開発事業に係る環境影響評価準備書の審査について

事務局から当案件について、審査経過を説明。

事業者から準備書第1章の説明の後、審査。

(委員)

20ページ的生活用水、計画給水量が210m<sup>3</sup>、21ページの計画汚水量が260m<sup>3</sup>というのは合わないが、他から水が来るのか。

(事業者)

汚水量というのは原単位があって浄化槽指導要綱で決まっている。これによって、計画人数から計画汚水量が決まってくる。したがって、飲んだものがそのまま汚水として出てくるわけではない。

(委員)

住宅が20ページでは416人、21ページでは910人、これが一番効いてくると思うが、1戸当たり3.2人、21ページでは1戸当たり7人となっている。

(事業者)

兵庫県浄化槽指導要綱というのがあって、原単位1戸当たり7人というのが決まっている。それに130戸をかけると、汚水量としては過大評価される計算となります。

(事務局)

それは、計画給水量の算定方式と汚水の算定方式が違っているからである。これは昔からで公共の下水処理場とそこの市の給水量が合っていない。取水量の計算は実質でないといけないので正確にするが、汚水量の方は、あちこちでバランスが崩れるため、全ての最大値を取っていくようになってしまう。大事なものは汚水量の方で多めに取っているのも問題ないと思う。

(委員)

45ページですが、自然環境創出区域の整備というところがありますが、その中 a の中にクリークの整備とあります。これを具体的に教えて下さい。また、ため池の再生とか放棄水田の再生とか里山林の保全、創出とか書いてありますが、これらはすべて人間が手を入れていかなければ維持できないものですが、その計画はどこかに書いてあるのか、又、計画があるのか教えて欲しい。

(事業者)

補足資料6の3ページにおいて、自然環境創出区域整備計画について、環境施設の整備というのが書いてあります。ため池の再生による比較的深い水域の整備ですが、現況のため池は造成工事により保水力が低下する。あるいは上部の造成森林等の保水力は低下するが、雨水排水を集めることによりため池を再生して比較的深い水域を創出する。これにより計画している創出区域の環境施設に対する水量の安定確保の機能を兼ねる。現在自然環境創出区域のビオトーププランについては、放棄水田があるが、一度は触って工事するがその後再生し、比較的浅い水域を整備します。先ほどのため池の下流に位置している放棄水田が放棄後かなり年月が経ち遷移が進行しており乾燥化も進んでいます。これを再整備して水田のような広い水域や湿原のような植生と水面が半ばした浅い水域を整備します。それに沿うような形で湿原に沿って流れるクリークを形成し、流水に依存する種の生息に配慮する。そして、それを取り巻くように、残置森林や造成森林の保全と創出を考えている。自然環境創出区域のゾーニング、ため池・湿原・クリークの模式図、イメージ図、計画断面図も示しています。自然環境創出区域の上流部についてはビオトープを考えています。

(委員)

それらは定期的に維持努力しなければ、水田は水田としてあり得ないし、耕作しないと水田にならないし、湿地も放っとけば乾燥してしまう。里山でも同じです。それらについて何か考えているのか、どこに書いているのかということです。

(事業者)

資料6の11ページに管理計画として示している。管理計画の中で、ため池湿原の管理ということで、植生管理と水管理に分けられると思う。植生の管理については、定期的な巡回とか点検を行う。水面が見えないほど植生が繁茂しておれば刈払い等を行う。水管理については、水質、水量の管理を行う。ある程度の水の増減は容認するが、水が溜れるような場合にはため池からの給水を行う。あるいは水路や池の底に溜まったゴミやヘドロ等の除去を定期的に行う。草原についても、定期的な刈り取りを実施する。草原については、画一的にせず頻度等を調整しながら多様性の高いものとするよう配慮します。

(委員)

準備書の20ページのところに人口計画が記載されていますが、596人が生活されるということで、従業員住宅が416人になっている。通勤従業員が180人で、かなりの住宅地の面積をとっておられる。現地を見たところ過疎化が進んでいる地域であると思う。地元の活性化という面からは従業員を地元から採用し活性化するということはよくわかるが、20ページで居住者3.2人×130戸と記載があり、7ページではニューファーマーを充当するということであるが、地元以外からであるのか。ニューファーマーという概念と、実際にどういう人を雇うのか。どういう方法で集めるのか。

(事業者)

ビオファーム計画という新しい農業生産施設を考えると、都会に勤められた方がリタイアされて農業地域で新しい働き場を求めていることに関して問い合わせもある。そういう人に事業に参加してもらうことも考えている。雇用に対しての考え方もある。もう一つは今の農業は後継者の問題で非常に厳しい状況である。若い人にこういった新しい農業のやり方に参加してもらう。2つの面があるというように考えている。

(委員)

今に関連してであるが、1つは労働者の供給源、供給方法、もう1つはどういう配分をするのか。経験者と未経験者、年齢的にもばらつきがあると思う。里山の保全についても外から人を入れるのか。臨時的に入れるのか、定期的に入れるのか。ここに記載のある人数というのは基本的なビオファームの労働内容に分配されるのか。

(事業者)

ビオファーム事業に係る人数を310人程度見込んである。そのうち、植物工場に係わる人を260人、あとの50人は研究施設であるとか、関連事業に係わる仕事に従事してもらうということを考えている。

(委員)

ここでは農薬を一切使わないということで、水質は悪くならないということであるが、花工場にしても野菜畑にしても大量の農薬でペイしていくと思われる。例えば高原野菜とかは長野県などで東京都と比べてその温度差等により生産が前もってできるが、大量の農薬を使ってやっとペイしているのが現状である。果たしてこの計画でペイするのであろうというのが疑問である。

(事業者)

今導入を考えているシステムですが、一切農薬を使わない栽培方法である。したがって溶液を外部に出さない、一般に閉鎖系と言われる栽培システムで野菜を作っていく考え方で、これは既にヨーロッパで運営されている。実証されているシステムを考えている。十分採算がある事業計画として考えている。

(委員)

10年後にうまく行かなくて土地利用を変更するということは起こらない、という自信はあるのか。

(事業者)

事業採算の見込みでは十分採算がとれる事業ということで進めています。

(委員)

工事期間中に台風とかの大量の降雨時に土砂が河川に流入するという事は、ある程度想定していると思うが、どの程度の降雨量までであればこの貯水池で吸収できると想定しているのか。

(事業者)

県の土木部の算定基準と森林法の基準があるが、30年確率での降雨量に対し調整できる容量の調整池を造成し濁水防止を図ることにしている。この2つの基準は計算方法が異なるが、洪水到達時間を10分と仮定すると土木部の基準では200mm/時間、森林法では206mm/時間になります。この場合、大きい方の206mm/時間で調整池及び沈砂池の容量を決定している。

(委員)

その場合、実際どれくらい海域への汚濁が起こるということを考えているか。まったく起こらないということはないと思うが、そのあたり海域への影響の予測はどうか。

(事業者)

定量的には予測を行っていない。計画地の真中に一番大きい調整池を造ることになっている。下流に姫田川という小河川がある。造成期間中、調整池、沈砂池で濁水の濁りを落とす訳ですが、全く濁水がでないということはないと思えるが、川自体が流量が小さいことから海域については河口直近で濁りはあると思うが海域で大きく濁りが拡散することはないと考えている。また、それに対し漁業への問題については、地元漁協にヒアリングをしており、今まで濁水による漁業への影響、養殖、のり網に被害が出たということは聞いていない。

(委員)

本件について、事業者の方ご説明いただき、ありがとうございました。このあとの審査の体制を決めたいと思います。(事業者退席)

これまでの事業者への指導事項、住民意見、公聴会での意見等について事務局から説明後、協議。

(委員)

平成10年に概要書が事前アセスということで提出されましたが、当初から審査会の中でも事業として成り立つのかという意見もあった。準備書が今年7月に出てきましたが、この審査を部会で審査していくこととなります。色々経過があるが、審査会として、事業が成り立つのかどうかというのを審査会意見として言えるのかどうかと思うが、成立するという考え方を示してもらうことが必要だろう。

今後これを部会で審査していくこととなりますが、審査会規則で部会委員を会長が

指名することになっています。それでは南淡バイオファーム部会の委員を指名します。朝日先生、江崎先生、川井先生、遠藤先生、服部先生、中瀬先生、田中先生、辻先生、平松先生、菅原先生、榎村先生、別府先生、農薬の専門委員の松中先生の13名にお願いします。部会長は朝日先生にお願いします。以上で本日の議事は終了いたします。  
(事務局)

長時間ありがとうございました。南淡バイオファーム部会にご指名いただいた先生方よろしく願いいたします。部会の日程でございますが、当初説明いたしましたが、来年1月下旬までに知事意見を出したいということで、それまでに審査会答申をお願いしたいと思います。

(6) 環境局長挨拶

(以上)